令和５年度（２０２３年度）
法人事業計画
社会福祉法人　いなほ福祉会

１．法人の名称　　社会福祉法人　いなほ福祉会
　法人認可年月日　平成１０年８月１８日
　法人設立年月日　平成１０年８月２４日

２．主たる事務所　和歌山県東牟婁郡那智勝浦町中里５７５
　電話　０７３５－５７－０３３４
　FAX　０７３５－５７－０３３５

　従たる事務所　和歌山県新宮市佐野９５４－３
　電話　０７３５－２９－６１２５
　FAX　０７３５－２９－６１２６

３．法人のめざすもの〔基本理念〕

ア、障がいのある人および発達のつまずきのある子どもを主人公とし、「生活」「労働」「遊び」等をとおして、一人ひとりの豊かな発達と社会的自立をめざします。

イ、障がい児・者福祉の拠点として、障がいのある人および発達のつまずきのある子どもとその家族の願いにもとづき、安心して生活が送れるよう福祉事業の整備と機能の充実をめざします。

ウ、地域との相互理解を深めながら、共に暮らしていける地域社会をめざします。

エ、関係者の総意にもとづき、民主的な運営・経営を行います。

私たちは、いなほ福祉会の理念のもとに、実践・経営・運動を行って行きます。

4. 法人の取り組む社会福祉事業

第２種社会福祉事業
（１）障害福祉サービス事業の経営
（２）障害児通所支援事業の経営
（３）障害児相談支援事業の経営
（４）特定相談支援事業の経営

5. 法人の評議員及び役員の構成

評議員	理　事	監　事
７名	６名	２名

6. 法人の評議員会・理事会・監事監査・経営会議・定例会議の開催計画

評議員会	第１回定時	令和５年　６月１８日（日）	事業報告・決算報告・監査報告・役員改選他
	第２回臨時	令和６年　３月２３日（土）	事業計画・予算　他
理 事 会	第１回	令和５年　６月　２日（金）	前年度事業報告・決算・監査報告・評議員会議案・次期役員候補の承認　他
	第２回	令和５年　６月１８日（日）	理事・監事の就任承諾・理事長の互選
	第３回	令和５年１２月　１日（金）	補正予算　他
	第４回	令和６年　３月２２日（金）	事業計画・予算　他
監事監査	第１回	令和５年　５月２６日（金）	法人運営・計算書類の監査 監査報告書の作成

経営会議	毎月１回のペースで開催 （構成：経営管理者＋児童分野・成人分野の管理者　３名）	１．理事会への提案と決議案件の執行 ２．日常の法人運営全般の方針策定と執行、諸課題への対応 ３．各事業所運営の現況や課題等の情報共有、並びに事業所間協力の調整 ４．緊急即応事案や緊急災害事案が発生した場合の対処 ５．人材育成と研修企画 ６．その他経営に関する対処
定例会議	３か月に１回のペースで開催 （経営会議構成員＋各事業所管理者＋理事）	１．経営会議において、法人運営・経営についての決定した項目の協議・伝達等 ２．情勢、行政等からの伝達事項 ３．各事業所の報告 ４．その他必要な内容の協議・報告

7. 法人の借入金償還計画（元金）

（令和５年度）

借入先	当初借入金	当期償還額	借入残額	備考
福祉・医療機構	30,000,000	2,160,280	11,628,000	平見ハイツ建設資金

8. 法人の管理職（３級・４級・５級職）配置

法 人 本 部	
理 事 長	事務長
細野建治（役員報酬）	生熊　映

成 人 事 業 部		
いなほ作業所	ワークショップゆう	平見ハイツ
管理者	管理者	
生熊　映	野々江美（兼務）	

児 童 事 業 部			
通園くじら	通園めだか	通園らっこ	放デイほたる
園　長	園　長	管理者	管理者（主任）
保田　央	下口　公未佳	榎本　郁美	仲　さゆり

9. 法人の組織図・管理体制図

「別紙」のとおり

10．法人の本部事業計画〔重点的取組み課題〕

（１）利用者と家族の願いを実現させるため「ワークショップゆう」（法人事務センター含む）の移転整備をすすめます。

令和６年度当初予算の内示の獲得に向けて、令和５年度内において移転整備に必要な土地確保（確約）の準備（土地収用法に基づく税務署へ事前協議提出）、和歌山県への国庫補助取得のための協議資料の提出、基本設計の作成等、必要な準備をすすめてきました。社会情勢の変動により、物価高騰などの影響も見据えながら、令和５年度補正予算の内示も視野に入れつつ、整備の早期実現のための準備をすすめます。

（２）法人運営、経営の次世代を担う人材育成の強化に取り組みます。

ア）法人内研修を引き続き開催し、職員の更なる資質の向上を図っていきます。

イ）児童分野においては、主任級を含めた管理者会議を実施してきています。成人分野では、令和５年度当初より実施し、成人分野の抱える諸課題（人材育成、人事交流、運営・経営諸課題、利用者確保等）について、その解決に向けた協議の場を持つとともに、次世代の運営を担う人材の育成を図っていきます。

ウ）新しく採用となった職員に対し、いなほ福祉会の歴史や理念、福祉職員（社会人）としての必要な知識や心構えなどについて習得するための研修を実施するとともに、研修内容の体系化を図ります。

（３）法人並びに各種事業が将来に渡って安定かつ継続的に運営・経営できる在り方の検討をすすめます。

安定した事業所運営を行っていくためには、利用児・者に魅力ある活動を提供する必要があります。利用児・者の適正な員数の受け入れとともに、適正な職員配置をすすめ事業所の安定経営と支援の充実を図ります。

また、少子高齢化の時代にあり、かつ人口減少がすすむ地域性から利用児の減少への対応。人口減少に伴う福祉職で働く人材の確保の課題など事業所の努力では解決できない問題があります。人口の少ない当地方でも良質な支援が実施できるよう、引き続き、国や県等に対して給付費単価引き上げ等々必要な要望を行って行きます。

複雑な給付費制度について、請求できる加算などに漏れがないよう制度理解する情報共有が必要です。

（４）各種委員会活動の充実とＢＣＰ（業務継続計画）の策定を具体化します。

令和４年度より、各種委員会（災害対策委員会、人権擁護委員会、安全管理対策委員会、広報委員会、研修委員会）活動を実施しています。

各委員会の委員には、児童、成人の各事業所から委員を選出し、職員間の交流を図り、引き続き委員会活動の内容の充実を図ります。

また、策定を義務付けられているＢＣＰ策定を令和５年度内に策定完了にむけ準備をすすめます。